

平成 2 9 年 2 月 3 日

千葉県報第 1 3 1 9 5 号別冊

## 包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

## 目 次

- 1 平成26年度分  
(監査テーマ)  
県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的  
援助等に伴う所管課の関与について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 平成27年度分  
(監査テーマ)  
(1) 千葉県立学校に係る事務の執行について・・・・・・・・・・・・ 3  
  
(2) 公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納  
その他の事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
1	<p>Ⅱ各論としての外部監査結果</p> <p>1 公益財団法人千葉県消防協会及び消防課に係る外部監査の結果</p> <p>① 経理処理、財務管理、情報開示の適正性について</p> <p>ア 年度間決算数値の不整合について（指摘）</p>	<p>公益認定初年度である平成24年度に作成された決算書に関しては、重大なエラーが含まれており、適切な開示が行われているとはいえない状況にあったことが判明した。しかし、当該決算書をもって監事監査を通過し、決算承認が行われ、県への提出が行われており、これまで指摘を受けることなくエラーが看過されてきたのが実態である。このような状況は、協会の経理的基礎の不足、ガバナンス面、マネジメント面の不十分性ととどまらず、県のモニタリング体制においても不十分な状況であったと言わざるを得ない。</p> <p>今後、このようなエラーが発生しないよう、適切な決算体制を構築するよう要望する。また、県のチェック体制も改善するよう要望する。</p>	<p>平成27年5月に開催された理事会・評議員会で、協会の定款を改正して、監事として公認会計士を選任できるとし、平成28年5月に開催された理事会・評議員会で、監事として公認会計士を選任した。</p> <p>また、常勤の役職員は経理的基礎の習得のため、平成27年6月以降外部研修に参加しており、今後も理解を深めるため適宜外部研修を活用していくこととした。</p> <p>[消防課] 県のチェック体制については、平成26・27年度決算は消防課が決算書類等について事前に審査を行った。今後も決算前に消防課によるチェックを行っていく。</p>	
2	<p>④ 所管課による補助金交付に対するモニタリングについて</p> <p>ア 補助金算定基準の不明確性について（指摘）</p>	<p>今後、補助金の算定根拠を明確にされたい。具体的には、補助対象事業のうち、県が補助すべき補助対象額に対して定率補助とするよう検討されたい。この際、補助対象経費を決定するにあたっては、日本消防協会等、他の団体や市町村からの補助・負担の状況を見定め、それと整合する視点が必要であること、また県税の使途の観点から慎重に検討するよう要望する。</p>	<p>[消防課] 補助対象事業及び補助対象額を明確にした上で、定率補助として消防振興事業補助金交付要綱を改正（平成28年8月26日施行）した。</p>	
3	<p>⑧ マネジメント及びガバナンスの仕組み構築状況について</p> <p>ウ 監事監査体制について（指摘）</p>	<p>監事の人選に当たっては、消防業務に精通した人材だけでなく、会計面、法務面に対する知識が十分にある専門家等を選任するよう検討されたい。</p>	<p>平成27年5月に開催された理事会・評議員会で、協会の定款を改正して、監事として公認会計士を選任できるとし、平成28年5月に開催された理事会・評議員会で、監事として公認会計士を選任した。</p>	

平成26年度包括外部監査

[千葉県動物保護管理協会：衛生指導課]

県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
4	エ 職員に対する時間外勤務の指示について（指摘）	今後も同様に職員に対して法定労働時間外や法定休日に勤務を命じるのであれば、職員の過半数代表者との間で、「書面による協定」を締結されたい。	労働基準監督署の指導により職員の過半数代表者を選出し、平成27年度より代表者との間で協定を締結済み。	
5	オ 就業規則の不備について（指摘）	動物保護管理協会には就業規則が整備されているが、一部の職員については、勤務日や勤務時間について就業規則の記載内容とは異なる内容で雇用通知書を送付していることから、現在の就業規則については、早急に見直し作業を進められたい。	労働基準法第36条第1項に基づく時間外勤務に関する協定の締結後、平成27年度より就業規則を改正済み。	

## 千葉県立学校に係る事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
6	II 各論としての外部監査結果 II-1 財務監査の結果 2 薬品及び農薬の管理について ① 薬品及び農薬の在庫管理について（指摘）	全ての該当する県立学校においては、薬品や農薬等に係る盗難または紛失は事故等に直結するため、管理のための諸法令や文部科学省からの通知及び指導課等からの指導文書等に基づき、統一的な取扱いを検討し、適正な在庫管理を実施されたい。	平成27年3月31日付け教指第1984号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」で各県立学校長宛て通知したところである。 それ以前にも薬品の保管管理の徹底についての通知を发出するとともに、実験用薬品の保管管理状況を調査し、適切な対応に努めるよう指導してきた。 さらに、各種会議や学校訪問等を通して、機会あるごとに指導しているところであり、薬品庫の不備が発覚した場合も、対応について指示をしている。 また、農薬に関しても、児童生徒が健康被害に遭わないよう、文部科学省や庁内関係課からの通知に基づき、適正使用・保管管理について、各県立学校に通知を发出したほか、各種会議で指導しているところである。 今後とも、各県立学校に対し、適正な在庫管理、保管管理の指導を徹底していく。	
7	② 毒物及び劇物の表示について（指摘）	適切かつ安全な在庫管理の観点から、「毒物及び劇物取締法」の条文及び「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」の通達については厳格に遵守されたい。	平成27年3月31日付け教指第1984号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」で各県立学校長宛て通知したところである。 それ以前にも薬品の保管管理の徹底についての通知を发出するとともに、実験用薬品の保管管理状況を調査し、適切な対応に努めるよう指導してきた。 さらに、各種会議や学校訪問等を通して、機会あるごとに指導しているところであり、薬品庫の不備が発覚した場合も、対応について指示をしている。 また、農薬に関しても、児童生徒が健康被害に遭わないよう、文部科学省や庁内関係課からの通知に基づき、適正使用・保管管理について、各県立学校に通知を发出したほか、各種会議で指導しているところである。 今後とも、各県立学校に対し、適正な在庫管理、保管管理の指導を徹底していく。	

千葉県立学校に係る事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
8	3 遊休資産の管理について ① 遊休地の賃貸借契約について（指摘）	賃貸借している土地のうち、遊休となっている土地が把握された（安房拓心高等学校）ので、早急に土地所有者等の契約当事者を特定し、契約の更新又は解除を進められたい。 また、賃貸借契約に基づく土地等の活用状況について、定期的に網羅的な調査を行うことで情報を集約し、財務施設課として適切な指導又は支援を行うよう要望する。	安房拓心高等学校で賃貸借している土地については、管理者が、学校運営上必要であると判断し、契約当事者を特定した。 今後、契約の更新手続を進める。 また、賃貸借契約に基づく土地等の活用状況について調査を行い、調査結果に基づき学校に指導・支援を行った。	継続
9	② 遊休状態のプールの取扱いについて（指摘）	視察を行った18校のうち6校において水泳プールが9～23年間使用されておらず、また、公有財産台帳上でその旨の記載がされていない。このように当初の用途で使用し続けることができなくなった教育財産については、地域住民等の要望を聴取し、実現可能な代替的な活用法を検討されたい。また、用途の異動や使用状況の変更等があった場合は公有財産台帳へ反映されるよう留意されたい。	学校に対して、長期間使用していない「プール」を、防災用「貯水そう」とするなど、当初の用途で使用しなくなった教育財産については別の用途での活用を検討するよう指導した。 また、教育財産について用途の変更を行った場合は、種目名の変更を行い、用途に応じた管理をすることなど、教育財産管理規則により適正な管理を行うよう指導した。	
10	5 千葉県奨学資金貸付金の実施状況と滞納管理等について ①保証意思の確認について（指摘）	保証意思の確認を怠ると、後日保証人から保証意思を否認され、債権回収に支障を来す可能性があるため、各学校においては、保証意思の確認を徹底されたい。また、財務施設課においては、債権回収マニュアルに記載のある保証意思の確認について貸付マニュアルにも記載し、各学校の奨学金担当者が保証意思の確認を徹底するよう指導されたい。なお、保証意思を確認した際は、その旨を交渉記録に記載し、後日保証意思について争われた場合に備える必要があることも財務施設課においては併せて指導するとともに、各県立学校において保証意思を確認した旨の記録を残すよう徹底されたい。	平成28年4月に実施した県立学校事務職員説明会において、保証人に対する保証意思の確認を行うよう周知するとともに、貸付マニュアルとされている推薦（選考）事務の手引については、平成28年10月の第二次募集までに改訂を行った。 また、保証人に対する保証意思の確認の記録等に係る事務処理について、文書により各県立学校に周知した。	

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

## 千葉県立学校に係る事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
11	③ 単純保証人に対する請求について（指摘）	借受人や連帯保証人に対して請求しても支払がない場合は速やかに保証人に対する請求を行うよう債権回収マニュアルを改訂されたい。また、各学校担当者においては借受人、連帯保証人に請求しても連絡も支払もない場合には保証人に対して請求されたい。	保証人に対する返還請求を行うよう債権回収マニュアルを改訂するとともに、平成28年4月に実施した県立学校事務職員説明会において周知し、保証人への返還請求を開始した。	
12	⑥ 強制執行の実施について（指摘）	債務名義を取得した者については、無資力であると認められる等特段の事情のない限り、給与や預金の差押えを検討し、勤務先も預金口座も不明な場合は動産執行の申立てをする等、速やかに強制執行申立てをされたい。	収入未済の解消を図るため、債務名義を取得した者も含め、1年以上支払がない者の債権については、平成28年度から民間の債権管理回収業者に回収業務を委託して債権回収を図ることとしたところである。	
13	⑧ 文書の保存年数について（指摘）	財務施設課においては、貸付申請書、借用証書及び連帯保証人変更届等一定の重要文書の保存に係る起算点及び保存年数について、奨学資金の完済から起算して10年とする旨を各学校担当者に周知徹底されたい。	奨学資金に関する重要文書の保存期間等について、文書により各県立学校に周知した。	
14	II各論としての外部監査結果 II-2 業務監査の結果 2 学校評価の実施状況について ②学校評価の公表について（指摘）	学校評価の公表のあり方について、法令の趣旨やガイドラインの記載内容に従って、学校評価に係る情報の外部公表方法の事例を早急に検証し、各県立学校への周知徹底を図られたい。 また、文科省のウェブサイトにおいて、「教育委員会における学校評価の取組事例」の紹介が一般にも閲覧することができることから、他団体の事例を参考にしつつ、学校評価の公表について、保護者や地域の方々からの理解と連携を促す工夫を図られるよう要望する。	平成28年2月23日付け教指第1789号・教特第866号「平成28年度学校教育目標設定報告書及び学校評価年間計画書について（通知）」の留意事項の中で、学校が行った自己評価が適正かどうかの学校関係者評価を踏まえ、見いだされた課題や改善策も含め公表するよう通知した。 併せて、保護者や地域の理解を促すため、ホームページ・学校だより・地域広報誌などを活用することを具体的に示した。 さらに、平成28年4月7日付け教指第49号「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）の結果に係る留意事項について（通知）」等により、評価結果の報告・公表等に当たっての留意事項などを周知するとともに、高等学校においては、教頭及び副校長を対象とした研修会を行い、また、特別支援学校においては、教頭会議の中で、学校評価の公表についての指導を徹底した。	

## 千葉県立学校に係る事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
15	③ 学校関係者評価の実施について イ 学校関係者評価の実態について（指摘）	「県立学校に係る学校評価の実施基準」に従い、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の趣旨も踏まえた上で、全ての県立学校が学校関係者評価を適正に実施するよう指導を徹底されたい。	平成28年2月23日付け教指第1789号・教特第866号「平成28年度学校教育目標設定報告書及び学校評価年間計画書について（通知）」の留意事項の中で、学校関係者評価は自己評価の結果を受けて実施することも明記した。 さらに、平成28年4月11日付け教指第82号『「学校評価ガイドライン」の改訂について（通知）』等により、ガイドラインに基づいた学校関係者評価の適切な実施、自己評価の結果と合わせた結果公表について通知するとともに、高等学校においては教頭及び副校長を対象とした研修会を行い、特別支援学校においては教頭会議の中で、学校関係者評価の適正な実施についての指導を徹底した。	
16	3 人事評価の実施状況について 3-2 目標申告制度 ① 目標項目の網羅性について（指摘）	評価対象者が適切に目標を設定することは当然であるが、評価者も目標申告書を慎重に査閲し、目標設定の漏れがないよう運用する必要がある、教育委員会所管課としても集計結果を精査し適切に指導を実施されたい。	地方公務員法の改正により平成28年度から新しい人事評価制度となり、職員対象の手引等を作成するとともに、管理職対象に人事評価研修会等を開催するなどして、新しい制度の周知や課題の把握、その解決等に努めているところである。 研修会等において、校長、副校長、教頭には、学校教育目標（重点目標）の設定に当たり、国や県、市町村の教育の指針や施策等を踏まえた目標となるよう、また、教職員が個人の目標を設定するに当たっては、学校教育目標の達成を目指したものとなるよう指導している。 さらに、学校訪問等を行い、実際の状況を確認しながら、指導・助言を行った。	
17	7 私費会計について ① 会計指導について イ 会計指導の内容について エ 監査の実施について（指摘）	私費会計における自律性及び私的自治の原則を前提とすると、私費会計に係る内部での監事監査等が実施されていないことは重要な指摘事項として指導対象とすることを検討されたい。	平成28年度は、監査等の実施の有無について会計指導の重点項目として定め、重点的に各学校へ指導を行っている。 また、私費会計のうちの団体費会計において、監査の実施が規約等になく監査も行われていない場合は、監査を実施するよう指導するとともに規約等の策定を促している。	



## 千葉県立学校に係る事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
18	③学校給食費の取扱いについて（指摘）	特別支援学校で現在行われている学校給食費を私費会計として取り扱う慣行について、一般会計の教育費として取り扱うことを検討された。	昭和32年の文部省管理局長による行政実例に基づき、県立特別支援学校の給食費を私費会計とし、千葉県立学校私費会計取扱要綱により処理をしているところである。 国や他県の状況に留意しつつ、適正な取扱いに努める。	

## 公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納その他の事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
19	II 各論としての外部監査結果 II-1 監査要点1の監査結果について 2 関係人調査について (2) 善管注意義務等の履行について（指摘）	専務理事、常務理事及び参与としての職にある者は、今後、一般法人法及び認定法等の趣旨を熟知する必要があり、公益財団法人としての消防協会の適正な経営に当たっては、理事としての善管注意義務及び忠実義務の履行に努め、また、公益法人会計に準拠した会計処理を行って、適正な財務書類を作成すること等を目的とした有効な内部統制を消防協会内で構築するよう、努められたい。	常勤理事等については、善管注意義務及び忠実義務の履行に努めるとともに、公益法人会計基準に係る外部研修を受講し、資質や能力の向上を図るなどした。 また、新たに公益財団法人千葉県消防協会コンプライアンス規程を作成し、法令等の遵守の徹底など協会内の推進体制を定めた。 今後、理事会等において実施結果の報告を行う予定である。	継続
20	II-3 監査要点3の監査結果について 1 簿外事業A（『消防操法』の作成及び販売等に係る事業）について ①事業として備えるべき帳簿等の有無について（指摘）	正式な財務会計として位置付けるためには、規程等に基づき、『消防操法』に関する各種帳簿及び証憑類並びに契約書又は発注書及び棚卸品出納簿等を作成されたい。	『消防操法』の解説本に関し、現金出納簿、在庫管理簿等事業として備えるべき帳簿について作成した。 また、今後、新たに解説本の印刷・製本を行う場合、契約書などの必要な書類を整備することとした。	
21	②受払記録の正確性について（指摘）	受払簿に記帳された数値が会計帳簿としてのルールに従っていなかったことから、会計帳簿の記帳の適正なルールを遵守するよう徹底されたい。	『消防操法』の解説本の受け払いに際して、その都度、会計帳簿及び受払簿は適正に記帳することとした。	
22	④現金受領による販売の統制について（指摘）	当該事業を正式な財務会計に受け容れる際には、現金受取による販売の際の領収書等の証憑類を整え、現金出納簿等の帳簿等への記帳を行い、適正な会計処理を行うよう、仕組みを整えられたい。	『消防操法』を現金で販売するに際して、入金伝票を作成するほか、現金出納簿を作成して適正に管理することとした。	
23	⑤無償配布に係る証憑確認について（指摘）	無償配布を行う際には無償配布先やその理由等を文書により明記して決裁し、印刷会社からの直送による無償配布についても、指示書や納品書等を作成し、又は受領して適切に保管・管理することを検討されたい。	『消防操法』の解説本を無償配布する場合には、内部決裁を得るとともに、直送する場合でも指示書や納品書等を作成し、適正に管理することとした。	

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

## 公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納その他の事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
24	⑥簿外事業に係る直接費の処理の適正性について（指摘）	配送料は当該事業の直接費であり、当該事業で負担すべきものであるため、本来負担すべき事業に留意して会計処理を行われたい。	『消防操法』の解説本を送付する場合には、当該事業の直接的経費として処理することとした。	
25	⑦当該事業の正式な財務会計への取り込みについて（指摘）	平成26年度末で正式な財務会計に取り込んだ預金残高及び棚卸資産以外にも、売掛金が存在することに留意し、しかも、当該売掛金については、再度正確な残高を算定されたい。	売掛金については、平成27年度決算において正確に算定して、過年度修正益として処理した。	
26	2 簿外事業B（公益財団法人日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る事業）について ①平成25年度の「記念大会記念章・参加章」の斡旋手数料について（指摘）	手数料相当分の収入が、正式な財務会計で処理されていたり、税務申告上の取扱いが益金扱いされていない場合、取引の首尾一貫性が図られていないため、財務会計上の処理のルール及び税務申告上のルールを、再度確認されたい。	公益財団法人日本消防協会に係る斡旋事業については、手数料収入として処理し、税務申告を行った。	
27	③切手等金券類の受入等管理について（指摘）	切手等の金券類は換金可能性の高い財務項目であるため、その受払記録や会計処理等においては、特に厳格に管理されたい。	切手等の金券類の取扱いについては、毎月末に帳簿を締め受け払いや残数を確認するとともに、勘定科目の誤りなどにも留意し適正に会計処理を行った。	
28	④財務会計上の会計処理のルールについて（指摘）	会計上の技術的能力を高めることが求められていることは前提の上で、会計システムそのものの問題点を取りまとめ、公益財団法人にふさわしい会計システムへの転換を検討されたい。	今後、システムの問題点を把握・整理し、必要に応じてシステムの修正や規程の整備を行うなど適正な会計処理を行っていく。	継続
29	3 簿外事業C（「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業）について ①事業として備えるべき帳簿等の有無について（指摘）	正式な財務会計として位置付けるためには、規程等に基づき、「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業に関する以下の契約書等を作成し、保管されたい。 i 冊子発注、記章製作に係る契約書や発注書、 ii 冊子、記章の納入に係る納品書、 iii 冊子、記章の仕入に係る請求書、 iv 冊子、記章の仕入支払に係る領収証、 v 冊子、記章の販売に係る契約書や受注書（申込書）、 vi 冊子、記章の納品に係る納品書控、 vii 冊子、記章の販売に係る請求書控、 viii 冊子、記章の販売に係る領収証控	「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業に関し、必要な帳簿や契約書類の整備を行った。	

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成27年度包括外部監査

[千葉県消防協会：消防課]

公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納その他の事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
30	③当該事業の正式な財務会計への取り込みについて（指摘）	簿外となっていた当該事業は、平成26年度末に預金残高139,912円と経常外収益139,912円を正式な財務会計に取り込んでいるが、この他に平成25年度から未収となっている売掛金1,500円があるため、今回の取り込みの際には留意されたい。	未収となっていた当該売掛金については、平成27年度決算において、過年度修正益として処理した。	